

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第36号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 建築士事務所（第19条－<u>第21条の4</u>）</p> <p>第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（免許）</p> <p>第3条 第1条の規定による書類の提出があったときは、知事は、これを審査し、申請者が二級建築士等となる資格を有すると認めるときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、申請者に<u>二級建築士免許証（第2号様式）又は木造建築士免許証（第2号様式の2）</u>を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>（登録事項の変更）</p> <p>第5条 二級建築士等は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>二級建築士等は、前項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があったときは、免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて、免許証の書換え交付を申請しな</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 建築士事務所（第19条－<u>第21条の3</u>）</p> <p>第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（免許）</p> <p>第3条 第1条の規定による書類の提出があったときは、知事は、これを審査し、申請者が二級建築士等となる資格を有すると認めるときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、申請者に<u>二級・木造建築士免許証（第2号様式）（以下「免許証」という。）</u>を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>（登録事項の変更）</p> <p>第5条 二級建築士等は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、<u>二級・木造建築士登録事項変更届（第3号様式）に免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）及び戸籍抄本を添えて、</u>知事に届け出なければならない。</p>

なければならない。

3 前2項の規定による届出又は申請は、二級・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（第3号様式）により、行わなければならない。

4 知事は、第1項の規定による届出があった場合においては、名簿を訂正し、第2項の規定による申請があったときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

（免許証の再交付）

第6条 二級建築士等は、免許証等を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号様式）を、汚損した場合にあってはその免許証等を添えて、知事に提出しなければならない。

2・3 略

（名簿の閲覧）

第10条の7 指定登録機関は、法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項の規定により二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供するため、登録簿閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 略

（規定の適用）

第10条の14 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第1条第1項、第3条、第5条、第6条、第7条第4項及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第1条第1項中「二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）」とあるのは「二級・木造建築士免許申請書」と、第3条第1項中「二級建築士免許証（第2号様式）又は木造建築士免許証（第2号様式の2）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第5条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項中「二級・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（第3号様式）」とあるのは「登録事項変更届・書換え交付申請書」と、同条第4項並びに第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号

2 知事は、前項の届出があった場合においては、名簿を訂正し、かつ、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

（免許証の再交付）

第6条 二級建築士等は、免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号様式）を、汚損した場合にあってはその免許証等を添えて、知事に提出しなければならない。

2・3 略

（名簿の閲覧）

第10条の7 指定登録機関は、法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項の規定により二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供するため、登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 略

（規定の適用）

第10条の14 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第1条第1項、第3条、第5条、第6条、第7条第4項及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第1条第1項中「二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）」とあるのは「二級・木造建築士免許申請書」と、第3条第1項中「二級・木造建築士免許証（第2号様式）」とあるのは「二級・木造建築士免許証明書」と、第5条第1項中「二級・木造建築士登録事項変更届（第3号様式）」とあるのは「登録事項変更届」と、第5条第2項並びに第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号様式）」とあるのは「再交付申請書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第8条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の規定

様式)」とあるのは「再交付申請書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第8条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の規定による届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第10条の11の規定により前条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

(廃業等の届出)

第21条 略

(登録簿等の閲覧)

第21条の2 法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定事務所登録機関」という。)は、同項の規定により登録簿及び法第23条の9第3号に掲げる書類(国土交通省令で定める書類に限る。)を一般の閲覧に供するため、登録簿閲覧所(次項において「閲覧所」という。)を設けなければならない。

2 指定事務所登録機関は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を公示しなければならない。

(公示)

第21条の3 略

(規定の適用)

第21条の4 指定事務所登録機関が法第26条の3第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第19条から第21条までの規定の適用については、第19条中「建築士事務所登録済証印(第11号様式)を押した登録申請書の副本を交付してこれに代える」とあるのは「指定事務所登録機関が定めるところにより行うものとする」と、第20条中「建築士事務所登録事項変更届(第12号様式)」とあるのは「登録事項変更届」と、第21条中「建築士事務所廃業等届(第13号様式)」とあるのは「廃業等届」とする。

による届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第10条の11の規定により第7条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

(廃業等の届出)

第21条 略

(公示)

第21条の2 略

(規定の適用)

第21条の3 法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関が同条同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第19条から第21条までの規定の適用については、第19条中「建築士事務所登録済証印(第11号様式)を押した登録申請書の副本を交付してこれに代える」とあるのは「指定事務所登録機関が定めるところにより行うものとする」と、第20条中「建築士事務所登録事項変更届(第12号様式)」とあるのは「登録事項変更届」と、第21条中「建築士事務所廃業等届(第13号様式)」とあるのは「廃業等届」とする。

二級 木造 建築士免許申請書				
注意 1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に✓印を付けてください。 2 外国の建築士免許を受けた方は、試験の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。				
私は、二級 建築士の免許を受けたいので、戸籍抄本及び登記事項証明書を添えて、申請します。 私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。				
年 月 日				
香川県知事 殿 氏名 _____ ㊟				
ふりがな 氏名	生年 月日	年 月 日	写真はり付け欄	
本 籍	性別	男□ 女□	1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりではり付けてください。 2 はり付けた写真は免許証に転写されます。	
現 住 所	〒 _____ 電話番号 _____			
試 験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 _____ 年			
	合格通知書日付及び番号	年 月 日・第	号	
欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当します。) いる□ いない□			
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑 _____ 年 月 日 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____			
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑 _____ 年 月 日 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____			
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その日 _____ 年 月 日			
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで			
※審 査	手 数 料 □ 写真照合 □ 戸 籍 照 合 □ 登 記 照 合 □ 合 格 者 名 簿 照 合 □ 欠 格 審 査 □ 名簿登録 □ 電算入力 □ 免許証発行 □			
※受付番号	※登録年月日	年 月 日	※登録番号	
香川県証紙欄 (消印してはならない。)				

二級 木造 建築士免許申請書				
注意 1 数字は、算用数字を用い、※欄は、記入せず、□のある欄は、該当する□の中に✓印を付けてください。 2 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。				
香 川 県 証 紙 欄 (消印しないこと。)				
私は、二級 建築士の免許を受けたいので、戸籍抄本及び建築士法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書を添えて、申請します。				
私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。				
年 月 日				
香川県知事 殿 氏名 _____ ㊟				
ふりがな 氏名	生年 月日	年 月 日	性 別	
本 籍 (都道府県名)	〒 _____ 電話番号 _____			
住 所	〒 _____ 電話番号 _____			
試 験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 _____ 年			
	合格通知書日付	年 月 日	合格番号	第 _____ 号
欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当します。) いる□ いない□			
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときはその罪及び刑 _____ 年 月 日 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日 _____			
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときはその罪及び刑 _____ 年 月 日 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日 _____			
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ あるときはその年月日 _____ 年 月 日			
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで			
※審 査				
※登録番号	※登録年月日	年 月 日	※受付番号	

第2号様式（第3条、第5条、第6条、第7条、第10条関係）

（表面）

8.5センチメートル

二級建築士免許証

（氏名） 年 月 日生

登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日

写真

2.4センチメートル

3.0センチメートル

5.4センチメートル

建築士法（昭和25年法律第202号）により
二級建築士の免許を与えたことを証する

年 月 日
香川県知事

印

（裏面）

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

第2号様式（第3条、第5条、第6条、第7条、第10条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級建築士免許証
木造

（氏名）

年 月 日生

二級建築士 登録番号 第 号
木造 登録年月日 年 月 日

昭和25年法律第202号建築士法により二級木造建築士の免許を与えたことを証する

年 月 日

香川県知事（氏名） 印

第2号様式の2 (第3条、第5条、第6条、第7条、第10条関係)

(表面)

8.5センチメートル

木造建築士免許証

(氏 名) 年 月 日生

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

建築士法(昭和25年法律第202号)により
木造建築士の免許を与えたことを証する

年 月 日

香川県知事

写
真

印

2.4センチメートル

3.0センチメートル

5.4センチメートル

(裏面)

講習受講履歴		
講習の種類	修了年月日	修了証番号

第3号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

二級 建築士登録事項変更届・書換え交付申請書
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
(申請者) 氏 名 ㊟
電話番号

次のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。

建築士法施行細則第5条第2項の規定により免許証の書換え交付を申請します。

登録事項 (全欄記入)		変更後(変更のある項目のみ記入)
ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日	
性 別		
変更年月日	年 月 日	写真はり付け欄
登録番号	二級 建築士 第 号 木造	1 申請前6月以内に撮影した顔写、正面、上半身、肩書きの縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりではり付けてください。 2 はり付けた写真は免許証に転写されます。
登録年月日	年 月 日	
香川県証紙欄 (消印してはならない。)		

- 注意 1 免許証又は免許証明書の記載事項に変更がある場合は、に✓印を入れ、当該免許証又は免許証明書を添付してください。
2 戸籍抄本を添付してください。
3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

二級 建築士登録事項変更届
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ㊟
登録番号 二級・木造建築士第 号
登録年月日 年 月 日

次のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。

1 変更事項

登録事項 (全欄記入のこと)		変更後
ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日	
性 別		

2 変更年月日 年 月 日

3 変更の理由

- 注意 1 免許証又は免許証明書及び戸籍抄本を添付してください。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

二級
木造 建築士免許証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

建築士法施行細則第6条第1項の規定により、免許証の再交付を申請します。

ふりがな 氏 名		写真はり付け欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりではり付けてください。 2 はり付けた写真是免許証に転写されます。
生 年 月 日		
登 録 番 号	二級 建築士 第 号 木造	
登 録 年 月 日	年 月 日	
汚損又は紛失の事由		
汚 損 又 は 紛 失 の 年 月 日	年 月 日	
香川県証紙欄 (消印してはならない。)		

- 注意 1 汚損の場合は、当該免許証又は免許証明書を添付してください。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

二級
木造 建築士免許証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

Ⓔ

建築士法施行細則第6条第1項の規定により、免許証の再交付を申請します。

登 録 番 号	二級 木造 建築士第 号	登録年月日	年 月 日
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
汚損又は紛失の事由			
汚 損 又 は 紛 失 の 年 月 日			

- 注意 1 汚損の場合は、当該免許証又は免許証明書を添付してください。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

二級 建築士住所等届
木造

届出の種類
 新規
 変更

		届出年月日	年 月 日	
ふりがな			性別	年 月 日
氏 名				
本 籍 (都道府県)	生年月日	年 月 日		
ふりがな	〒			
住 所	電話番号			
登録番号	都道 二級 府県 木造 第 号	登 録 年月日	年 月 日	

* 以下の欄は、建築に関する業務に従事している場合に記入してください。

業務の種類	1 建築設計（2及び3を除く。） 2 構造設計 3 設備設計 4 積算 5 工事監理又は工事の指導監督 6 現場管理 7 技能労務 8 調査又は鑑定 9 手続代理 10 敷地選定等の企画 11 研究又は教育 12 行政 13 その他			
勤 務 先	名 称	〒		
	所 在 地	電話番号		
	建築士事務所の開設者氏名			
建築士事務所の登録番号	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 建築士事務所 知事登録 号			

注意 1 □については、該当するものに「✓」を記入してください。
2 業務の種類別の欄は、該当する数字を○で囲んでください。2種以上の業務に従事しているときは、主に従事しているものを○で囲んでください。
3 建築士事務所の開設者氏名及び建築士事務所の登録番号の欄は、勤務先が建築士事務所である場合に記入してください。

二級 建築士住所等届
木造

見出し	届出年月日		年 月 日	
ふりがな	氏 名		生年月日	性別
本 籍 (都道府県名)	年 月 日			
ふりがな	〒			
住 所	電話番号			
登録番号	都道 二級 府県 木造 第 号	登録年月日	年 月 日	
業務の種類別	1 建築設計（2及び3を除く。） 2 構造設計 3 設備設計 4 積算 5 工事監理又は工事の指導監督 6 現場管理 7 技能労務 8 調査又は鑑定 9 手続代理 10 敷地選定等の企画 11 研究又は教育 12 行政 13 その他			
勤 務 先	名 称	〒		
	所 在 地	電話番号		

注意 1 見出し欄には、氏名の最初の3音をカナで記入してください。
2 業務の種類及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入してください。
3 業務の種類別欄は、該当する数字を○で囲んでください。2種以上の業務に従事しているときは、主に従事しているものを○で囲んでください。
4 建築士事務所に勤務しているときは、その事務所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記してください。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第2号様式による免許証は、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に免許証の交付を受けている二級建築士等は、改正後の第2号様式又は第2号様式の2による免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、改正後の第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請とみなす。
- 4 前項の申請は、附則様式の二級・木造建築士免許証交付申請書により、行わなければならない。

二級
木造 建築士免許証交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

建築士法施行細則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第〇号）附則第3項の規定により、免許証の交付を申請します。

ふ り が な 氏 名		写真はり付け欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりではり付けてください。 2 はり付けた写真は免許証に転写されます。
生 年 月 日		
性 別		
登 録 番 号	二級 木造 建築士 第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
香川県証紙欄 (消印してはならない。)		

- 注意
- 1 この申請書は、登録事項に変更がない場合において、改正後の第2号様式又は第2号様式の2による免許証に変更するときを使用してください。
 - 2 免許証を添付してください。
 - 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。